

障害者芸術活動基盤整備事業実施要綱

平成30年4月25日	30福保障計第206号
令和2年2月4日	31福保障計第1880号
令和3年2月15日	2福保障計第1726号
令和4年1月31日	3福保障計第1732号
令和5年3月31日	4福保障計第2113号

第1 目的

東京都における障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の支援拠点を設置し活動基盤を整備することにより、障害者の芸術文化活動の更なる振興を図り、芸術文化活動を通じた障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、社会福祉法人その他の法人格をもつ団体（以下「実施団体」という。）であって、第4に定める事業内容を適切かつ効果的に実施することができると認められるものとする。

第3 対象分野

自宅、学校、福祉施設、文化施設、社会教育施設、民間の教室等、地域の多様な場で行われる、美術、音楽、演劇、舞踊等の多様な芸術文化活動に対する支援を行うものとする。

第4 事業内容

障害者芸術文化活動支援センターの設置

実施団体は、芸術文化活動を行う障害者本人やその家族、福祉施設、文化施設、支援団体等を支援する拠点「障害者芸術文化活動支援センター」（以下「支援センター」という。）を設置し、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」（平成31年3月文部科学省・厚生労働省策定。以下「障害者文化芸術活動推進基本計画」という。）に定める施策の方向性を踏まえ、次の事業を行うものとする。

（1）東京都内における相談支援

芸術文化活動における支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援、作品の販売・公演、記録・保存、地域・国際交流等に関する相談を受け付け、関係機関や専門家の紹介や専門的知見によるアドバイス、職員等の訪問による相談支援や体験講座等を行うこと。

なお、相談への対応に当たっては、相談記録のデータベース化を図るなど工夫し、広域センターや連携事務局へ共有すること。

（2）芸術文化活動を支援する人材の育成等

文化、福祉、教育等の多様な分野で芸術文化活動に関わる者等に対して、他分野に関する知識等を深めるよう、芸術文化活動の支援方法、著作権等の権利保護、障害特

性への理解等に関する研修や現場体験プログラムの提供などを行い、人材の育成及び確保を図ること。

また、芸術文化活動に関わる各分野をつなぐ人材の育成についても工夫すること。

(3) 関係者のネットワークづくり

芸術文化活動を支える人材が連携・協力し、多角的な面から支援の在り方が考えられるよう、障害者やその家族、福祉や芸術の専門家、事業所や文化施設の職員、文化、福祉、まちづくり等の行政職員、教育関係者、研究者、地域住民など、分野や領域を超えて様々な関係者とネットワークを築くこと。

また、ネットワークを通じ、事業についての意見交換や情報共有、芸術文化活動の質の向上などに努め、事業の実施に必要な協力を得ること。

(4) 芸術文化活動（鑑賞、創造、発表）に参加する機会の確保

地域における障害者の活躍の場を拡げ、多様な人々との交流が促進されるよう、専門家等と連携を図り、障害者が作品等を鑑賞する機会、日頃の創作活動や新たな価値創造を行う機会、活動の成果等を発表する機会など、様々な目的や方法による芸術文化活動に参加する機会を確保すること。

確保に当たっては、支援センター自らが発表の機会を創出する方法、又は地域の他の主催者等が発表の機会を創出するに当たり、助言や必要な物品・人員等の提供を行う方法も可能とする。

なお、支援センター自らが発表の機会を創出する場合、地域の文化、福祉、教育等の関係者や団体等と実行委員会を構成するなど、地域にノウハウが共有されるように努めること。

(5) 情報収集・発信

展示会や公演、上映会などのイベント情報、芸術文化活動の実態把握、作品・作者等に関する情報など、東京都内の芸術文化活動の情報を収集・発信するとともに、「障害者芸術文化活動普及支援事業実施要綱」（平成30年3月29日付障発第0329第30号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）4(2)に規定する「障害者芸術文化活動広域支援センター」（以下「広域センター」という。）及び同項(3)に規定する各全国の支援センター及び広域センターを横断的に支援する事務局（以下「連携事務局」という。）と連携し、得られた情報の活用を行うこと。

また、可能な限り、国内外の情報収集・発信にも努めること。その際、障害者本人等に情報が十分届くように工夫すること。

(6) 事業評価及び成果報告の取りまとめ

地域の障害者の芸術文化活動に対する支援の現状把握と事業の向上を図るため、事業評価に取り組むこと。

また、実施成果を取りまとめ、広域センターへ報告するとともに、報告書を作成すること。

第5 実施上の留意点

(1) 相互連携について

広域センター及び連携事務局と、それぞれ連携・協力の下、事業に取り組むこと。

その際、支援センターは、ブロック研修、ブロック連絡会議及び全国連絡会議の参加

に努めること。

(2) 全国障害者芸術・文化祭及び各都道府県のサテライト開催との連携・協力について
全国障害者芸術・文化祭開催県に配置するコーディネーターと調整の上、全国障害者芸術・文化祭やサテライト開催事業との連携・協力が図られるよう努めること。

(3) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律等について

事業実施においては、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律及び障害者文化芸術活動推進基本計画を参考にしながら、地域住民への芸術文化活動への関心やより一層の参加を促し、地域における芸術文化活動の推進に関する計画づくりに向けた芸術文化活動の機運醸成を図ること。

第6 各種調査研究への協力

障害者文化芸術活動推進基本計画では、国は中長期的に施策の実行及び検証等に取り組むこととしており、障害者の文化芸術政策について必要となる調査研究を実施していくこととしている。そのため、支援センターにおいては、国等が実施するこのような調査研究に対して、必要な協力を努めるとともに、調査研究結果を踏まえた支援の実施を図ること。

第7 経費の補助

東京都は、別に定めるところにより、実施団体に対して、本事業に係る経費を補助するものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。